

## 歎願書に對する回答要旨

- 1 轉部の理由を縷述し理解を求めたるも頑として之に應ぜず絶對的に命に従はず就業規則に違反したるを以て不止得解雇したるもの工場の秩序維持上其の解雇を取り消し復職せしむることは困難なり。
- 2 現在の就業規則第六十一條を改定する必要なきものと認む尤も事情により特別救済する事ある可し。
- 3 請負賃率の變更は最近織機自動化的の完成に伴ひて行ひたるものにして此の實施に當りては從來の收得に比し工賃は減少せざる様特に注意を拂ひし結果最近數ヶ月の實際に徴し増加しあるは統計數字に於ても明かなる所なり。
- 4 寄宿女工手をして強制歸國せしめたる事なし轉部に關しては可成本人の意思を尊重するも作業の性質上適任と認めし場合は本人の意思に不拘轉部をせしむることあるべし。
- 5 從來本社には満期慰勞金と云ふ制度もあり更に解雇手當といふ内規ありて解雇の場合には相當の金額を包錢として支給す従つて新らしき規定を作り發表するを得ず。
- 6 時機尙ほ早しと認め未だ公認の運びに至らず。
- 7 昇給は内規により年四回、三回、二回又は一回と區々に行ふ將來も亦此の方法にて進む方針なり。
- 8 原則として自由外出の方針なり然し御承知の通り多く妙齡の婦女子にて皆遠く親の許を離れる關係上、親に代つて或る程度まで會社が監督保護の責任を感じ此の觀念により深夜又は作業日の外出は慎しむ様勧めあるも休日又は要用と認むる場合は何時にても外出せしめ居れり。
- 9 面會も亦自由を原則とするも作業中は急を要するもの、外は可成休憩時間を利用せしむること、す。
- 10 現在の狀態は寄宿舎取締規則により一人一疊半以下になることなきを期す。
- 11 盜難に關しては警察は勿論、會社に於ても最善の努力注意を従前より拂ひし結果顯著なる成績を得たり但し被害の損失云々に對しては事狀によることあるべし。
- 12 9 イ、食事に關しては係員はカロリー及びビタミン表によりて献立するは勿論醫師の審査を経、營養料の充實を計れり。
- 10 ハ、工場法による深夜業廢止に伴ひ目下計畫中なり。
- 11 二、炊夫關係にありては賄當りを標準として其の人員を定め現時にありても適當と認むるものなり。
- 12 二、從來に於ても然り今後に於ても最善の努力を盡くすべし。他に比し之れに對しては人後に落ちざる物と思考す又額に於ても然るを信ず現狀を維持せんと思ふ。
- 13 委員は必ずしも一定したる者に非ず要するに工場長の自由意思にして或る事實をよりよく知れる者に對し賞罰を科する上に工場長の諮問に應答するに止まり陪審制度的にあらざること承知ありたし。
- 14 イ、眼科、内科、外科、耳鼻咽喉科、レントゲン科、齒科特に指定醫に婦人科もあり、之れ等の科に於ける専門醫は夫れ夫れ具備せり。
- 15 ロ、急を要する者にありては晝夜の別なく直ちに之れに應ずれども受診時間の延長變更に對しては最も良き方法に於て醫師と審議の上決すべし。
- 16 ハ、入院患者の食事にありては各専門擔當醫の意志によりて取り扱ひ居るものなれば必ずしも之れの必要なしと認む。